

各 局 長 殿

財 政 局 長

令和 7 年度予算の執行方針について（依命通達）

令和 7 年度予算については、次により執行することとしますので、高松市予算規則第 11 条の規定に基づき、命により通知します。

7 年度予算においては、第 7 次高松市総合計画に掲げる、本市の目指すべき都市像の実現に向け、「子育て支援・学校教育の充実」を始め、「防災・減災対策の充実」、「瀬戸内国際芸術祭や大阪・関西万博を契機とした地域活性化」、「シーフロントから中心市街地にかけたにぎわい創出」、「シティプロモーションの強化」、「GX の推進・ゼロカーボンシティの実現」などに重点を置くとともに、物価高騰や社会保障給付などの増加にも対応した予算を編成した。

このうち、第 1 期まちづくりプランに登載する重点取組対象事業 65 事業に、約 60 億円を措置することとしている。

この結果、一般会計の予算規模は、6 年度当初予算額を、125 億円、率にして 7.3 パーセント上回る、1844 億円となり、過去最大の規模となっている。

歳入においては、賃上げや堅調な企業業績により、市税は、前年度から増収を見込んでいる。

地方交付税については、国の地方財政計画の見込等による推計から前年度並み、臨時財政対策債は、皆減を見込んでおり、実質的な地方交付税の総額としては、減収を見込んでいる。

また、歳出においては、物価高騰や賃金上昇への対応や社会保障給付の増加を始めとした喫緊の行政課題への対応など、多額の財政負担の増加が見込まれる。

このため、財政調整基金 38 億円を取り崩さなければ、収支の均衡を図れないという、依然として、厳しい予算編成とならざるを得なかったものである。

また、今後においても、物価高騰や賃金上昇への対応に加え、子ども・子育て支援施策の充実、医療・介護などの社会保障給付に要する経費のほか、金利上昇を背景とする市債償還金、老朽化施設の更新や修繕経費の増加など、多額の財政負担の増加が見込まれている状況である。

このような厳しい財政状況を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、国の地方財

政対策等の動向や税収等の状況を十分に見極め、財源確保を図るとともに、スクラップ・アンド・ビルドはもとより、事業の廃止も含め、これまで以上に施策・事業の、より厳しい取捨選択、事務事業見直し、デジタルトランスフォーメーションの推進による事務の効率化、グリーントランスフォーメーションの取組によるコスト削減などに努めるとともに、次の事項に十分留意し、予算を執行されたい。

1 予算執行に係る基本的事項

(1) 市民の市政に関する理解と協力を得られるよう、予算化された施策・事業については、その目標を実現するため、常に目的意識を持ち、適切に執行すること。特に、まちづくりプランに登載する事業については、その効果を1日も早く市民に還元できるよう迅速な執行に努めること。

(2) 別に定める「令和7年度予算執行における指示事項」については、特に留意し、その成果が上がるよう、局を挙げて取り組むとともに、適宜、財政課と協議すること。

なお、指示事項はもとより、まちづくりプランの策定に係る、重点取組対象事業の政策局長内示の示達にある見直し等についても、財政収支見通しの作成に当たり、その対応状況の経過報告を求めることから、早期に対応すること。

(3) 厳しい財政状況を職員一人一人が十分に認識し、「令和7年度予算編成方針について」及び「財政運営指針」（6年10月4日付け依命通達）を踏まえて、適切に対応すること。

(4) 制度改正や災害、物価高騰への対応など、真にやむを得ないもの、及び当初予算編成の中で協議したものを除く予算補正は認めないことから、年度当初において慎重に予算執行計画を作成し、計画的かつ効率的に執行すること。

(5) 公共事業等の実施に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト削減を図るとともに、労務単価や資材価格の状況について、国等の動向を注視し、早期発注による経費の抑制と施工時期の平準化に努めること。

(6) 繰越事業については、早期完了を目指すこと。

(7) 国・県の動向には細心の注意を払うとともに、関係機関と連絡を密にし、随時、情報が得られるように働き掛けること。

特に、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」や、県の「地域活力向上のための市町等総合交付金」に関する施策・事業については、国・県の動向に留意し、「第7次高松市総合計画」との整合性を図り、補正などの必要が生じたときは、適切に対応すること。

また、県と連携して取り組む必要がある施策・事業については、積極的に情報交換を行うとともに、役割分担を明確にした上で、予算執行すること。

- (8) 今後、財政負担を伴うことが予想されるもの、及び予算に見込まれていない経費の執行については、より厳正に対応するため、事前に財政課と協議し、必ず財政審査を受けること。
- (9) 「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」(平成26年4月改正)に基づき、市有施設の有効活用や長寿命化、集約化を図るほか、施設ごとに策定する中長期保全計画に沿った適切な改修・修繕等に努めるとともに、施設の維持管理経費などについては、PPP/PFIを積極的に推進し、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、適切に執行すること。
- (10) 「第9次高松市行財政改革計画」(令和6～9年度)に基づき、全ての事務事業について、その必要性だけでなく、効率性や実効性のほか、実施主体の在り方なども検証し、不断の見直しを図るとともに、具体的実施項目については、個別目標の達成に向け、全力で取り組むこと。
- (11) 施策・事業の実施に当たっては、説明責任を果たせるよう、議決機関、監査委員の指摘事項や意見のほか、包括外部監査結果の趣旨を踏まえ、厳正かつ適正に執行すること。
- (12) 各局の施策・事業については、ホームページや「広報高松」などの各種広報媒体を通じて、市民に適時適切かつ効果的に、分かりやすく情報提供すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 事業の実施に当たっては、前例踏襲で漫然と予算を執行するのではなく、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、予算編成時だけでなく執行時においても、補助金等の更なる活用を始め、受益者負担の見直しや広告料収入などの新たな歳入確保に、全力を傾注すること。

特に、ネーミングライツやクラウドファンディング、企業版ふるさと納税等を活用するなど、新たな財源の獲得を積極的に検討すること。

- (2) 国・県支出金については、事業の進捗に応じて概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めるとともに、他の公共団体からの収入金についても、予算執行に応じ、適時の収入確保に努めること。

なお、予算に未計上の、又は予算を超過した国・県等への事業要望を行うときや、県等からの事業要請を受けたとき、国・県等の補助が当初の見込みから減収となる場合、又は措置されなくなったときは、速やかに財政課と協議すること。

また、新規事業の実施に当たっては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金や県の地域活力向上のための市町等総合交付金を始めとした、財源の活用を積極的に検討すること。

- (3) 自主財源である市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等に

については、滞納が生じないように留意すること。

なお、分担金及び負担金、使用料及び手数料、雑入については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正な額を把握するとともに、特に、使用料及び手数料については、「高松市受益者負担見直し基準（令和４年６月改定）」等に基づき、今般の物価高騰の影響を鑑み、積極的に見直しを図るなど、適切に対応すること。

３ 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、ノー残業デーや振替・代休制度の活用の徹底、働き方改革への積極的な取組、外部委託化などによる人員や時間外勤務の縮減など、計画的な削減に努めること。

また、ＩＣＴ等を活用することで、事務の効率化や事務量の削減を図ること。これにより、時間外勤務手当等の実質的な縮減に努めるほか、会計年度任用職員員の雇用は、予算化されていても、必要最小限の雇用にとどめること。

また、令和７年度の人員計画の策定に当たっては、単に増員のみを要求するのではなく、事務事業の見直しによる事務量の削減を踏まえるなど、真に必要な人員を厳格に精査し、策定を行うこと。

- (2) 需用費、役務費その他の一般管理経費については、その節減に努めることはもとより、常にコスト意識を持ち、既存の物品や追加負担なく利用可能なサービス等を最大限活用すること。
- (3) 契約事務の執行に当たっては、平成２７年３月３日付け「契約事務等の取扱いについて（通知）」によるほか、入札や見積徴取に際し、市内業者に配慮しつつ、新たな事業者など、より多くの参加を促し、競争によるコスト削減を図ること。

また、プロポーザル方式による選定については、令和７年４月１日に新たに導入する「高松市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、適切に対応すること。

このほか、近年の物価高騰等を踏まえた適切な予定価格の設定に努めるとともに、不調・不落となった際は、その発生要因を分析し、早急に対応すること。

- (4) 補助金・交付金については、「高松市補助金等交付システム見直し基準」（１６年９月）及び「高松市補助金等の見直し方針」（２２年１０月）を踏まえ、補助の目的、内容等を精査し、特に、３年以上見直しが行われていない補助金等については、執行段階において同方針に基づき見直しを実施し、より適切に執行すること。

また、市の外郭団体その他の関連団体に対する補助金等については、包括外部監査の指摘事項や意見を踏まえ、適切に執行すること。

(5) 投資的経費及び施設修繕料については、事業実施に伴い生じる請負残金等を、追加工事や他の事業等において執行しないこと。

また、投資的経費のうち、補助事業を市単独事業へ振り替えての執行は、原則として認めないので留意すること。

なお、前金払及び部分払については、関係局と十分協議の上、慎重に取り扱うこと。

(6) 新規・拡充事業の実施に際しては、財源確保及び歳出削減を始めとした、当該事業における所要一般財源と同規模程度の削減案を併せて示し、その内容も含めて政策会議等、政策判断を経ること。

4 その他に関する事項

(1) 予算の流用については、極力これを避けること。

やむを得ず流用が必要となる場合は、仕様や数量の見直しなどにより捻出した財源から行うこととし、不用額を用いた流用は、原則として認めないこと。

なお、光熱水費の不用額を他の需用費で執行することは、厳に慎み、事前に財政課と協議の上、やむを得ないと認められた場合に限り、執行すること。

(2) 予算執行は、歳入の予算計上額の確保が前提で、また、配当予算内でなければ執行できないことを、職員一人一人がしっかりと認識するとともに、所属長は適切に管理すること。

(3) 国、県支出金などの補助金・交付金等が内示割れにより減収となった場合には、原則、その範囲内で執行すること。

(4) この執行方針は、外郭団体及び繰越明許費についても適用する。

(5) 翌年度の国庫補助事業要望等については、事業内容などを事前に財政課と十分協議すること。

(6) 過失による不適切な事務処理等を未然に防止するため、法令や条例、マニュアル等に基づき、財政・会計・契約・財産・債権管理事務について、適切に処理すること。

(7) 物価高騰による影響については、引き続き、その動向を注視するとともに、新たな対応が必要となった場合には、財政課と協議の上、時機を失することなく適切な措置を講じること。